

**打出
芦屋市芦屋財産区共有財産管理委員会 会議録**

1 日 時 平成 24 年 10 月 18 日 (木)
午前 9 時 30 分～10 時 35 分

2 場 所 北館 2 階 第 3 会議室

3 出席者

(委員会) 助野勇副委員長, 極楽地太一委員, 松本忠彦委員, 山本昭美委員
灘本康夫委員, 宮本政秀委員, 阪口忠之委員, 天王寺谷充康委員
天王寺谷昭博委員, 樋口勝紀委員, 馬場光平委員, 山村孝司委員
山村太良委員 計 13 人

(事務局) 山中市長, 岡本副市長, 佐藤総務部長, 朝生用地管財課長, 市原主査
計 5 人

4 欠席者 細谷昌巳委員長, 朝比奈皓委員 計 2 人

次 第

1 委嘱状交付

故中村修一委員に代わり宮本政秀委員が就任する。

(委嘱期間は前任者の残期間, 平成 24 年 10 月 18 日から平成 28 年 1 月 31 日迄)

2 財産区管理者 挨拶。

3 議題

(1) 諮問事項

・ 打出芦屋財産区共有山入山取締規則について

(2) 協議事項

・ 平成 25 年度財産区会計予算（案）について

(3) 連絡事項

・ 平成 24 年度行政視察先について

・ 奥池町「芦屋川本谷 奥山 1 番 256」滝ヶ谷第 2 堤堰補強工事による
共有山用地の一部売却について

事務局 議事に先立ちまして、去る5月5日に逝去された上宮川財産管理委員会選出の故中村修一委員の補充につきまして、同委員会から推薦がありました「宮本政秀」さんが新たに委員として加わることになりました、そこで財産区管理者である山中市長より委員の委嘱状をお受取ください。

— 委嘱状交付 —

— 宮本委員から自己紹介 —

事務局 ありがとうございます。
財産区管理者である山中市長より挨拶申し上げます。

— 市長のご挨拶 —

事務局 市長はこの後、公務のため退席させていただきます。

事務局 今日は細谷委員長が所用にて欠席されていますので、細谷委員長に代わり、助野副委員長様に議事進行をお願いします。

副委員長、定刻になりましたので、議事進行をお願いします。

副委員長 ただ今から、芦屋市打出財産区共有財産管理委員会を開催いたします。

本日は委員15名中、13名の出席がありますので、本委員会は成立しております。

本日、議事録署名委員には、慣例によりまして「山本昭美委員」と「灘本康夫委員」にお願いします。

副委員長 それでは、諮問事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 「芦屋市／打出／芦屋／共有財産入山取締規則」について、この規則自体の内容や文言等も現代の時代にあっていないことか

ら、事務局としては、この規則を廃止したい旨を説明する。

副委員長 事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問はありますか。

天王寺谷 規則の中の「附則事項」については、廃止しても良いと思います。
(充)委員

事務局 この部分については、委員がおっしゃるように廃止しても問題ないと考えられます。

天王寺谷 第1条の(3)に「岩石を採取すること」だけが書いてあるのですが、「岩石、山土、柴草を採取」とした方が良いと思います。
(充)委員 昔の条文には、「山土、柴草」も禁止されていると思うのですがまた、第1条の(5)では、樹木を伐採することを禁止していますが、伐採するときに全面的に禁止したら伐採できなくなると困るから、採取するのは、「岩石・柴草・山土」だけでなくて、樹木については、第1条の(6)にありますように、「用材木を伐採すること」については、不要と思われます。ので、「木・竹」を伐採するときは、

事務局 まずは、この規則を「残すか」「残さないか」をまずはご審議いただきたい。

天王寺谷 それは、残す方が良いですよ。(案)に基づいて僕は言うつてい
(充)委員 るんですから。

事務局 残すのであれば、どういう風に残すのかを議論していただいた方が良いのですが。

副委員長 残すか、残さないかをまず決めましょう。
残す方がよろしいですか。

阪口委員 改正して、残した方がよい。

副委員長 委員の皆さんのご意見では、残すべきだというご意見が出ていますが、他にご意見ございますか。

事務局 残すと決めていただいたのならば、それで良いと思います。
次は、どういう風にさわっていくか、というふうになっていく
と思います。

副委員長 今、残すというご意見を頂いていますが、他にご意見ございませんか。残すというご意見に皆様方はご賛同なさいますか。

— 大半の委員が挙手 —

以上、残すという前提で話を進めていきます。

天王寺谷
(充)委員 第3条に樹木を採取するという事については、ありますので、
第1条に設けますと全て禁止事項になってしまいますので、第
3条に市長の許可を得て、「柴草・山土」だけが許可になってい
ますが、「伐採」についても許可にせんとあかんと思いますが、
伐採については、治山工事とか病虫害があったときには、伐採
しますから、許可制にしないと全面的に禁止事項であれば、少
しおかしいと思います。
3条の規定が前の条に引きづられて、道具類を持って入山する
となっていますが、「伐採」だけで良いと思います。

事務局 禁止行為から市長の許可行為に改める。

松本委員 伐採の許可行為に改める。1条に設けていることで、病虫害で
も伐採できるようにするには、許可制にすることが何処まで良
いのか、採取することも許可制に、また、伐採についてのみ許
可制にするのか、「岩石・山土」を採取することも許可制にする
方が私は良いと思いますが。

事務局 そうしますと、第1条で残すものは・・・・。

- 松本委員 第1条では、「岩石・柴草」について
- 事務局 それを許可制にするんですね。
- 松本委員 第1条の（3）の岩石と（5）の樹木の伐採を・・・。
- 事務局 ですから、第1条は禁止行為になっていますから、残すのは、（2）の「山林内に火気の投棄しまた放火すること。」だけが禁止行為で、あの「岩石」や「樹木の伐採」については、第3条に持つて来いと言う事ですね。
- 天王寺谷
(充)委員 一応、禁止行為にしても良いと思いますが、例外として、市長の許可があれば、許可することも良いですが、原則的には、禁止した方が良いと思います。用地買収があったときや病虫害があったときは、許可制にして伐採できるようにした方がよいと思います。第3項に岩石と柴草と山土を入れて、第5項に樹木だけでなく竹を入れる方が良いと思います。
第3条の入山するところには、やめて、伐採だけで良いと思います。その場合に「芦屋市共有山管理委員会」の承認を入れていただいた方が私は良いと思います、承認を得て、市長の許可を得るという形にしていただいた方が私は良いと思います。
- 松本委員 それは入れていただいた方が良いと思います。
- 天王寺谷
(充)委員 それを新しく、第2条として、1条の（3）を・・・。
- 事務局 現行・改正案の第2条の削除をして、そこに入れるということで良いですね。
- 天王寺谷
(充)委員 はい、それでいいです。
第1条の（3）と（5）は「芦屋市共有山管理委員会」の承認を得て、市長の許可を得た場合には、許可するということで。

- 事務局 第1条の（3）項は削除しても良いと言う事ですか。
第3条の条項については、文言を見直すと言うことですね。
- 副委員長 現行のここに出てる、現行と改正案が出てます、結局、禁止する事項と市長の許可を得る項目が出てますが、これで良いと思うのですが。禁止行為と許可行為をはっきり分けた方が良いのではないかと思います。
- 松本委員 第1条の3で岩石とか山土を採取するときは、基本的には禁止行為として実施した方が良いと思います。
- 山村(孝) 伐採も禁止事項に入っていたら伐採が出来なくなるわね。
委員
- 阪口委員 第3条で市長の許可を貰ったら、出るんやから。
- 山村(孝)
委員 「山土」だけは、（3）項に採取だけは入ってない。
伐採について第1条には何も入っていない。
第3条では「山土」の採取だけやから・・・・。
- 副委員長 いま、山村委員から改正案の3条について、文面があるからこれで良いというご意見と、この3条については、「樹木の伐採」が入っていないということで、改正前の現行の文面を生かすべきではないかというご意見が出ているんですが、他の皆様方のご意見はありませんか。
- 事務局 今回の文言の整理をするにあたりまして、法制の方と協議をしました結果、「採取」という法的な用法の中には、「伐採して持ち出す」という意味があります。ある意味では、「伐採」という行為は、禁止されております。
今回、第3条の方で、市長が許可する場合、「行為」なんですが、これが一番頭のところで、この共有地内に入るのは、「管理委員会の皆様方以外は、一切まかりならん。」というのが大原則で、許可を受けて、「何人とも入らない」というところに入れる人間

というのは、砂防・治山事業等により、こういった事業を実施するにあたり、山土を採取・伐採する道具類を持ち込み入山するという行為のみを許可される。」となっています。今回の改正案というのは、もう1度、原点に返って、「何人たりとも山には入りません。」当然のことながら、解りやすいところでは、目的として、禁止行為を定めましょう。その後、治山の問題とか、或いは砂防の絡みとか、許可を打たなければならない行為など、限定的に発生する行為がありますので、その限定的な行為のみを許可するというものを整理させていただいている。当然のことながら、文言の取扱の中で、「わかりやすい」「わかりにくい」というものを訂正させていただきますが、基本的なところは、今申し上げたような整理をかけさせていただきたいと思います。「原則は入れない」、許可があって、「許可書を持ったもの以外」は入れない、それを今様の現代版に作り替えさせて頂きたい。

副委員長 事務局からの話について、皆さん何かご意見はありますか。

阪口委員 天王寺谷委員がおっしゃったように、「山土」に限定するという事に問題があるので、ここを「治山事業等により、現況を著しく変更する行為を見なすこと云々については、市長の許可を必要とし、」これは、「伐採」にも「山土」にも全てに適用するような条文にした方がよいのでは・・・。
それから、1条の(1)を削除する必要は無いと思います。

副委員長 そういう意見が出ましたが、みなさんどうでしょうか。

松本委員 1条の(1)については、今後標識等を設置した場合の事も考えて、残しても良いのではないですか。

副委員長 1条の(1)は残せと。

松本委員 今後、将来的に山林事業を行う場合、「松茸山」を再興した時に設置する標識とかを設置した場合、この条項がなかったら、効力が無いものとなる。

- 副委員長 なぜ、(1)項が削除されているのか理由を述べてください。
- 事務局 削除理由について、市の法制との協議の中で、山林保護に関する標識について、現状の共有山の中には無い、共有山の中のハイキング道の道案内の標識は見ますが、「共有山」に絡めた標識が全く無いのが現状だと思います、そういった中で、本当にこの条項が必要なものなのかという観点で削除しました。
- 松本委員 今は無いですが、今後の事も考えて僕は残すべきと考えます。今後仮にここに植栽をして、立入り禁止とした場合の看板を設置した場合、壊されても文句を言えない事となるのではないかですか。
- 事務局 全く、松本委員がおっしゃられる事にも一理あります。我々も、一部の議員の先生方がおっしゃってくださいっているのも、きちんとやって管理して行けよ。そのための規則なんやろ、今回、現実との乖離があるので点検させていただいています。全員がおっしゃるように、今後、「やっていくんや」、きつちりと「管理委員会で標識を作つてそこに設置をして、山を守っていくにはこれが必要何やという規則との関係性ですね」これが成り立つのあれば、問題は無いのですが、今は、その事実が一切山側に無くて、許可書を発行している事実も無くて、規則だけが残っているところに疑問が発せられているんです。それを現状に合わせるか、あるべき論で作つて、あるべきとおりに管理をして行くかを今回の議論の中心に据えています。
- 松本委員 おっしゃられている事についてはわかるんですが、ただ、今、何もやっていないから、やらんでもいいと言うものではない。ということですよ。
- 副委員長 ということは、規則の中身について今後、充実させていくんだという前提で、これを残したらどうやということですか。
- 松本委員 いやいや、僕はそういうことを言うっていない、充実させるの

も大事な事ですが。

副委員長 現実的に今は何もないですね。

松本委員 今は何も無い・・・・。

しかしながら、何か事業をする時にこの規則がないと縛りを入れるところが無くなるという問題も発生するんじゃないですかと、例えば、財産区だけの道をつけた場合、財産区以外の人の出入を制限する場合、この規則が無ければ何も規制できなくなる事となりますよね。現実的には何も無いですが・・・・。

将来的なことを予測して、残すべきものと思いますが。

山村(孝) 委員 現状問題ではなく、この規則自体が入山に関する取締ということで、山がある限りは、やるやらんは別にして、設けておく必要はあると思います。山が無くなれば別ですが・・・・。

副委員長 過去に、注意事項を書いた看板を設置した事はありますよね。現実的に今後も無いとは言えませんし、その中で、この第1条の文面を削るというものは、いかがなものか、当局はどう思われていますか。

事務局 いやいや、残せと言われるならば残しますが。

副委員長 他にこの件に関するご意見、質問はございませんか。

松本委員 この改正案について現状をわかつていない人が物を申しているようにも思います。

副委員長 この件に関して、文面を整理していただいて・・・・。

事務局 ご意見を聞いて、もう一度規則を作り直して、また次回の時にでも発表させていただきます。
ポイントとしては、その用語の使い方、「伐採」「採取」というところをきっちり整理して、もう一度ご提示させていただきま

す。「管理委員会の許可」の考え方を盛り込む事。

「管理委員会の承認を得て、市長が許可を出す。」に修正させていただきます。

山村(孝)
委員 第3条には「伐採」が入っていないので、入れた文面を作り替えてください。

副委員長 その2点を保留としまして、次回にご審議いただくとよろしいですか。

— 全員異議なし — と声が上がる。

副委員長 次は、協議事項として、平成25年度^{打出}芦屋財産区共有山会計予算
(案)につきまして、事務局から説明願います。

事務局 一予算案について説明する。 —

副委員長 事務局からの説明が終わりました。この件に関して、何か質問はありますか。

打出
それでは平成25年度^{打出}芦屋財産区共有山会計予算(案)につきまして、事務局案にご賛同願いますか。

—異議なし—

副委員長 次に、連絡事項として、平成24年度の行政視察先について事務局からご説明願います。

事務局 一行政先について説明—

副委員長 説明が終わりました。
この件について何か質問はありますか。

- 樋口委員 服装は、どうしますか。
- 事務局 服装につきましては、スーツにネクタイを着用願います。
- 副委員長 スーツにネクタイを着用してください。
他にご質問事項はございますか。
無ければ次の報告事項として、滝ヶ谷堰堤用地売却について
事務局から説明願います。
- 事務局 奥池町山側の芦屋川本谷奥山1番256の一部を国土交通省近畿
地方整備局六甲砂防事務所より、滝ヶ谷第2堰堤砂防ダム補強
工事により、用地の一部を購入したいとの申出があった。
今回の工事内容は、現在の堰堤が土石流に耐え得る基準に不足
している事から、堰堤の補強工事並びに、土砂に対する処理能
力を向上させるために鋼製のスリットを設ける。
この工事に伴い、影響する範囲で土砂の撤去を行う。
10月から11月にかけて測量を行い、購入面積を決定後、後日連
絡がありますので、価格とともに次回の委員会で報告させてい
ただきます。
- 副委員長 説明が終わりました。
この件に関して、何か質問はございますか。
- 松本委員 どこがここを買うのですか。
- 事務局 国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所として国が買います。
資料の中の航空写真をご覧ください。
航空写真の向かって左側の山が、共有山の山となります。反対
側は、芦屋ドライブウェイ株式会社の用地となっています。
今回は左側の堰堤を挟んで、北側と南側の谷筋の一部を購入し
たいと申し出ています。
- 副委員長 本日の議題はこれで終わりですが、予算書の後ろにある資料に
ついて、少し説明願います。

- 事務局 こちらの資料につきましては、皆様方の地区の「だんじり」などの予算について、いつもご質問があるとの事をお聞きしていまして、市からの補助金以外の国や県や団体がしている助成金や補助金を私なりにまとめさせていただいたものです。
文化庁が行っているものについては、コンスタントに毎年度2月頃に募集がありますので、ネットにて確認願います。
また、自治総合センターの分につきましては、現在10月末日まで募集をしていますので、必要であれば応募してみてはいかがでしょうか。毎年10月に募集をして、翌年度の4月に交付決定がされます。また、兵庫県が行っている助成金制度についても少し触れておりますので、何かの参考にしてください。
- 樋口委員 これについては、市がやってくれるのか。
- 事務局 いいえ、各保存会や各種協議会など内容については我々ではわかりませんので、各地区の協議会や保存会でしていただくことになります。
- 樋口委員 我々がするということですね。
- 事務局 そのとおりです。
- 副委員長 非常に結構な制度があるので、今後も有効に活用してください。
それでは、今日の委員会の議題は全て終わりました。
皆さんご苦労様でした。

平成24年10月18日

副委員長

那野 宽

署名委員 萩原幸夫

署名委員 山本昭美